

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	那覇市パレット市民劇場の利用許可		
根拠法令及び条項	那覇市パレット市民劇場条例第5条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<p>【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)</p> <p>那覇市パレット市民劇場条例第7条及び第8条            (利用許可の優先)            第7条 市民劇場の利用許可は、利用の目的が舞台芸術活動である場合を優先する。            (利用許可の制限)            第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用を許可しない。            (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。            (2) 市民劇場の施設又は附属設備をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。            (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。            (4) 管理上支障があるとき。            (5) その他指定管理者が不相当と認めるとき。            那覇市パレット市民劇場条例施行規則第3条            (利用許可の決定)            第3条 前条第2項に規定する初日に受付をした許可申請に係る利用日が当該初日に受付をした他の許可申請に係る利用日と競合するときの利用許可の決定は、協議又は抽選によるものとする。            2 前項に定めるもののほか、利用許可の決定は、申請順によるものとする。            3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず利用許可の決定をすることができる。</p>		
審査基準 設定年月日	平成24年3月27日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第2号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
所管部署	市民文化部 文化振興課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。